

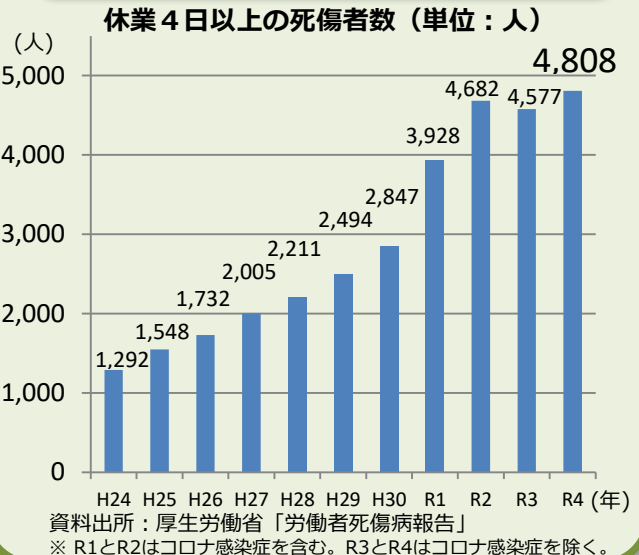
外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、ここ数年では**毎年4,000件を超え、10年間で約4倍となり大幅に増加しています。**

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際などには、**適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。**



外国人労働者の労働災害発生状況の推移



外国人労働者のための

安全衛生教育等自主点検表



1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	☐
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、 作業手順を理解させていますか。	☐
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解できるように、 必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	☐
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、 図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	☐
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な 業務に、無資格のままで従事させていませんか。	☐

！労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。)

<資料の入手はこちらから>

外国人労働者の安全衛生対策（言語ごとの視聴覚教材もあります。）
厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

